

THE ACOEDIA NETWORK NEWS

豊かな国に 緑

巻頭言 >>>



なごや希望教会牧師
末竹十大

神の言に従うディアコニア

言葉というものは大事なものである。言葉を使用するのが人間である。この言葉を正しく使用することが、人間の人間たる在り方である。

聖書が語る人間は神の言を義しく聞くことができなかつた。それゆえに、罪に陥つた。言葉を正しく聞くこと、正しく使用することができなかつた存在としての人間を聖書は語つている。

創造の始めから、神が「良し」と見たのは、神の言に従つた世界であつた。「光あれ」と神が言わされた通りに「あつた」光は、神の言を正しく聞いて、従つてゐるのである。造られた世界すべてが神の言に従つてゐるがゆえに、「極めて良し」と神は言い給うたのだ。それゆえに、罪とは神の言に従わないことである。

罪に陥つた人間は正しく言葉を用いることができなくなつた。ヤコブが語るように「同じ口から賛美と呪いが出てくる」(ヤコブ3:10)ことになつてゐるのが、我々人間なのである。

言葉を正しく使用できない人間は、正しく聞くこともできない。そのような人間が神の言を聞くことができるのであろうか。神の言は如何なる人間に聞こえてくるのであるか。「聞く耳

のある者は聞きなさい」(マルコ4:9他)といエスはおつしやつた。聞く耳がある人間にしか聞こえないのが神の言葉である。しかし、この言葉を正しく聞く人間は、「聞く耳がある」とは思つていない。我々人間は、自分が「聞く耳がある」と思うとき、耳を塞いでいる。反対に、聞く耳がないのだと思うとき、耳を開いている。神の言は我々を非難することにおいて、耳を開かせるのである。

しかし、その耳は自然的な耳ではない。神の言を聞くことができる耳である。これを与えるのは神の靈であると使徒パウロは語つている。「神の靈以外に神のことを知る者はいません。」(1コリント2:11)と。神の言を聞くことによつて、我々は神に従う者にされていく。これ開かれた耳を与えた者は、神が望むことを為す。神の意志に従う。ディアコニアとは、神の言に従う者がなす業であり、そこに形は無い。神が望むことを行うだけである。ただ従う者としてなす業であるから、これをしなければならないということはない。神の意志に従つてなす業は、何であろうともディアコニアなのである。

ルーテル教会の立場は、神の言に従うことである。神の言を神の靈によつて聞き、神の言に従うとき、我々はディアコニアを生きることができる、神に獻げられた働きとして。

になる。自民党改正草案の「Q&A」では「個人が人権を主張する場合に、他人に迷惑をかけてはいけないのは当然のことです・・・」と解説している。しかし、内河兄いわく、「私的な関係の中で他人に迷惑をかけないということは常識であるが、民主主義社会の一員として原発反対のデモであれ、労働者の権利行使であるストライキ等、互いの権力の行使には迷惑をかけあうのは当然であり、それを互いに受け止め合う度量・寛大さが必要であり、その迷惑が憲法上の基本的人権を抑制するものであつてはならない。その意味で、自民党改正草案は、国民の基本的・人権の尊重理念を正しく理解していない」と指摘している。改正草案では、現憲法第十章最高法規に位置づけられる第九十七条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」が削除されている。

午前中の内河兄は、難しい問題をわかりやすく説明してくださいました。内河兄は総括として『国民の基本的人権を大幅に制約し、天皇

を中心とした歴史観の中で、「戦争を当たり前に進めることのできる国作り」を自民党政権が目論んでいることは明らかである。安倍首相やマスコミの報道に惑わされない、確固とした思想・信念を持つことが、キリスト者にも求められている」と指摘していることを覚えた。

「ルーテル教会の聖書規範性」「この世の権威について」(1523年に示されているルターの聖書規範性) (末竹十代牧師)

ルターは、徹頭徹尾聖書の規範性に基づいて闘つた。聖書に書かれてのこと(「神の意志」)を理解するためには、聖霊(神の思いを理解させる神)が必要なのであり、聖霊によってこそわたしたちは聖書を神の言葉として受けることができるというのがルターの信仰である。そして、ルターは聖書に従つて、すべてを理解し、聖書の規範性を土台にして、この世の事柄も理解した。

この世の権威について、人はどの程度までこれに対し服従の義務があるのか」(1523年に)おいて、ルターは「それゆえ神は二つの統治を定めたもうた。キリストのもとで聖霊によってキリスト者すなわち信仰深い人々を作り、聖霊によつて天職や任務に従つて、すべてを理解し、聖書の規範性を土台にして、この世の権威がドイツを破壊していく信託されたものである。」が削除されている。

午前中の内河兄は、難しい問題をわかりやすく説明してくださいました。内河兄は総括として『国民の基本的人権を大幅に制約し、天皇

を中心とした歴史観の中で、「戦争を当たり前に進めることのできる国作り」を自民党政権が目論んでいることは明らかである。安倍首相やマスコミの報道に惑わされない、確固とした思想・信念を持つことが、キリスト者にも求められている」と指摘していることを覚えた。

この世の秩序を守るために立てられた「この世の権威」は、悪を抑制し平和を作るものである。そして、ルターは、聖書に基づいて、この世を統治するためには剣も悪いものではなく必要なものという立場を示した。さらに、この世の権威が維持されるように助けるのは「隣人のため」である。そして、剣に従うこと、また剣の権威を守ることは、キリスト者としての自由の問題として、隣人の福祉に仕えることへと展開されている。

しかし、人はこの世の権威に従わなければならぬといいうルターの立場は、ナチスが政権を掌握した当時のドイツの教会において、ヒトラーも神が立てた権威であるとする立場を補強することになつた。この点について、ボンヘッファードの立場は、ナチスが政権を掌握した當時のドイツの教会において、ヒトラーも神が立てた権威である。

ルターの立場は「殺してはならない」ということだけに終わつてはならない。「剣が保護せず、平和を維持しないとすれば、世界中のすべてのものは争いのために滅びてしまうにちがいない。それゆえ、このような戦争は永久的な、はかり知れないほどの争いを防ぐための小さな短い争い、大きな不幸を防ぐための小さな不幸、にほかな

命を語った黙想を行つた。

現在の日本の右傾化あるいは秘密保護法に対する聖書的立脚点については、キリスト者としてこの世の権威に対する抵抗運動はあくまで「隣人の福祉」のためにこそ起こり得るが、それは、話し合いであり、みことばを伝えるという働きとしての抵抗運動である。そ

して、右傾化は、戦争を前提とした軍備拡張と集団的自衛権の行使の問題であり、平和を維持するための防衛(剣)は必要であるが、自ら戦争を始めることを前提とする軍備は、退けるべきである。また、聖書に従えば、「隠されても知られずにすむものはない」ので、それを暴いたものを罰する規則を作るのは、この世の権威が神の座に就くことを目指しているとして認めるわけにはいかないのである。

ルターの立場は「殺してはならない」ということだけに終わつてはならない。「剣が保護せず、平和を維持しないとすれば、世界中のすべてのものは争いのために滅びてしまうにちがいない。それゆえ、このような戦争は永久的な、はか

らない」とし、罪の世界における平和の秩序を守るために戦いも必要なのだという立場を、聖書から明らかにしている。そこから考えるとき、我々は、現在の日本の右傾化、集団的自衛権というまやかしに与してはならない、と末竹師は明言する。そして、「ルーテル教会の信徒は聖書の規範性に立ち、聖書に従うキリスト者として、自らを律していくべきである。

この世の権威」と「靈的権威」との違いを区別し、自らのこととしては自由に「この世の権威」に服すべきである。しかしまた、ボンヘッファーが言う「市民的勇気」をもって、悩み苦しむ隣人に仕えることとの狭間で苦悩しつつ、何が義しいことであるかを考え、選び取る自由を生きることが大事なことである。聖書規範性は、拘束するのではなく自由を与えると考えるべきである。』と結んでいる。

戦争責任告白の今日的意味と課題

(中村朝美牧師)

日本基督教団が1967年に表した「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」(以下、告白)、日本福音ルーテル教会が1993年に表した「宣教百年信仰宣言 明日の教会にむかって」(以下、宣言)を紹介し、これら告白および宣言に盛り込まれ

た内容を、いかに現実・現在に結び付けるかが大切だ。過去において日本の教会は、戦争を是認し勝利を祈願するという過ちを犯した。その過ちを認め懺悔する告白および宣言を繰り返し振り返りつつ、その反省と決意の上に立つて明日に向かつて今を生きることが重要である。今の私たちの問題として中村師は、宗教(神道)と国家の問題、従軍慰安婦の問題、原発・核兵器や自然破壊などのちを脅かす問題、弱者への配慮の問題を挙げ、「祈りは、同時にその祈りを生きることでなければならない」と説き、先の戦争の過ちを忘れ去ることなく、正しい反省の上に立て今日的課題に向かい合っていく中で祈り続けていくことの大切さを示された。

今回のセミナーは、個々に十分な議論をする時間がなく、また具体的な日々の信仰生活における「ディアコニア」にこれらの問題を結び付けるところまで議論を深めには、一つ一つのテーマが大きく理解も簡単ではないものであつたため、出席者の中からは、消化不良との意見も出された。この点については、今後のセミナー運営の課題としていきたい。ただ、あらためて各講演・発題者の資料をまとめてみると、それぞれが今回



村松正義
なごや希望教会員

第13回ディアコニア環境・人権・平和セミナーに出席した感想を書かせていただきます。なごや希望教会今池礼拝所におきまして、「キリスト者として国の平和を考える」をテーマにしまして、二月十一日まだ寒い日でありましたが、ルーテル教会員そして教団の会員3名、合わせて46名余りの出席者がありました。

基調講演「日本国憲法の危機と自民党の憲法改正草案の思想を探る」と題しまして、なごや希望教会の内河恵一兄が一時間半にわたりました。私は、ディアコニアの会の出席は、昨秋の大坂でのセミナーに続いて二回目になりました。次は東京で、素晴らしい講師の話が予定されていることを聞きましめたので、ぜひとも出席したいと思いました。

の「キリスト者として国の平和を考える」というテーマにぴったりの内容であつた。特に、このような時代だからこそ我々はルーテル教会の信仰に立ち、つまり、マスクミや自分勝手な判断に基づくのではなく聖書に示される神の言葉を聖霊によって聞き取り、「この世の権威」と「(神の)靈的権威」との違いを区別し、何が神の前に義しいことであるかよく考え、過去の反省に立ち同じ過ちを繰り返さないように祈りつつ、悩み苦しむ隣人に仕える自由を生きること、を示されたセミナーとなつた。

次に問題提起としまして、末竹十大牧師によつて「社会の右傾化とルーテル教会論」、中村朝美牧師の「戦争責任告白の現代的意味と課題」、二人で一時間話してくださいました。ルーテル教会として憲法・平和をどのように受け止め考えるか、また戦争責任をどう考えるべきか、ルーテル教会としてどのように対応してきたか、どのように考えればよいのか等を問題提起として話してくださいました。それから内河兄の司会によつて、一時間半質疑応答と討論が行われました。数名の質問者によつて有意義な話し合いの時間がもたれました。自民党の憲法改正草案等が、新聞・テレビで言われていますが、とてもいい勉強になりました。

谷川卓三牧師のリードによつて、数名の兄弟の祈りをもつて会は終わりました。私は、ディアコニアの会の出席は、昨秋の大坂でのセミナーに続いて二回目になりました。次は東京で、素晴らしい講師の話が予定されていることを聞きましめたので、ぜひとも出席したい

連載

聖書から学ぶ食と農

その12

食と農の倫理



全国ディアコニア・ネットワーク副代表
静岡大学名誉教授
小鹿教会
中井 弘和

『わたしたちに今日もこの日の糧をお与えください』

(マタイ6章11節、

ルカ11章3節)

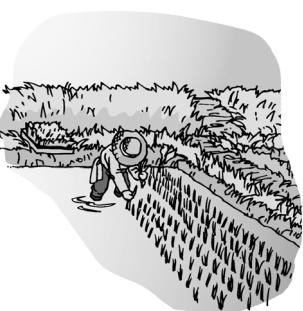
あれ以来時は過ぎて、現在、飢餓は、貧困問題とともに日本人の足元を襲つてきている。日本のワーキングプア(年収200万円以下)といわれる人の労働人口に占める割合は34%に及び、子供の貧困率は16%で〇ECD加盟国中4番目に高いと報じられている。いずれにせよ、覚えたものである。毎日何の心配もなく十分に食べて満腹している。周りを見渡しても食べ物に困っている人はいそうにない。1980年代の半ば、日本人はみな中流の生活を営んでいるといわれていた良き時代のことである。しかし、ある日ふと、この聖句の「わたしたちに」に思い当たる、その意味の重さに気が

づくことになった。この祈りには、世界中のすべての人々に今日を生きる食べ物が与えられるようにとの切実な願いが込められていることにようやく思い至つたのである。当時、地球上の飢餓人口は10億人に及ぶといわれていた。

洗礼を受けた当初、毎週の礼拜ごとに唱える主の祈りの中で、冒頭の聖句に差し掛かった時の感動が現実味のない違和感を感じたものである。毎日何の心配もなく十分に食べて満腹している。周りを見渡しても食べ物に困っている人はいそうにない。1980年代の半ば、日本人はみな中流の生活を営んでいるといわれていた良き時代のことである。しかし、ある日ふと、この聖句の「わたしたちに」に思い当たる、その意味の重さに気が

んぼや雀が明らかに減少していることを実感した。この現象は、世界的にミツバチが減少していることと密接に関係しているはずである。EUの研究者たちは、その主要因を、ここ10年ほど主に使用してきた、ネオニコチノイド(ニコチン様物質)系農薬によるとの結論を出した。EU各国は、それを受け、同系統7種の農薬のうち3種を昨年度限りで使用禁止としている。日本ではこの問題に対する対策は全くとられていない。元より、農薬残留基準は、EUに比べて何百倍も緩い。原発事故による食品の放射能汚染問題で騒がれるさなか、ある種の農薬の残留基準を3、4倍に緩める規則さえ制定されている。EUを中心に世界で禁止されている、有機リン系の農薬も日本では許可されたままである。農薬使用量は、韓国と日本でダントツ世界1、2位を争うことは周知のことである。このような事情のなかで、かの祈りは、いのちに適う安全なまことの食を希求するものともなるにちがいない。頻発する食品偽装事件に限らず、人の生存を根源的に支える食と

農の営みにおける倫理が崩壊の危機にある。



イツ人牧師のディートリッヒ・ボンヘッファー(1906-1945)が残した言葉、「倫理(学)とは、ともに生きること(を学ぶこと)」(『現代キリスト教倫理』、森野善右衛門訳)は、人類の未来を照らすメッセージとなるだろう。それは、昨今盛んに喧伝される道徳(教育)といつたものではさらさらない。神の息吹であるいのちを最もよく生きる道とでも言ってよいだろうか。われわれは食や農のありよう、人の生き方を根本的に見直すべき時機にある。「わたしたちに今日もこの日の糧をお与えください」は、人類普遍の益々大切な祈りになつていくと、今、私は思つてゐるのである。



今こそ「日本国憲法」を！（三）

全国ディアコニア・ネットワーク副代表・弁護士
なごや希望教会 内河 恵一

集団的自衛権とは？

今、集団的自衛権容認の可否が大きな問題となっている。集団的自衛権の行使は、これまで政府の見解においても厳しく禁止されてきた。憲法9条は戦争を禁止し、武力の行使は許されないとされている。わが国この基本的な立ち位置が、戦後紛争の絶えない世界の中で、日本を取り、日本人も外国人も戦争で命を失わせることをさせなかつた。「もし外国から攻められたらどうするか」という問い合わせがなされることがある。本来、国際間の争いは、外交交渉の中で解決し、平和が模索されるべきであり、唐突に「もし攻められたら」という問題提起は適切ではない。しかし、「戦争への道を歩もうとする勢力」の提起するこの問題を受け、「自衛権論争」が展開され、その中で、「専守防衛」を確認し、そ

の枠組みの中で、「我が国を防衛するための必要最小限度の実力」として自衛隊を位置付け、それが政府をはじめ我が国の公式な見解を形成することになった。こうして確認されたことになつた。こうして、現在問題になつてゐる「集団的自衛権容認論」は、わが国が他国から攻められてもいないのに、わが国と密接な関係を持つ国が攻められたとの理由で、その国の防衛のため、自衛隊を外国に出兵させることを認めようとする考え方である。「専守防衛の原則」を著しく逸脱する主張である。特に日本の同盟国と言われる米国は、戦後多くの戦争を繰り返しており、米国に戦争に集団的自衛権という形で組むことになれば、日本の自衛隊は、必然的に外国での戦争に関わらざるを得なくなる。憲法9条に違反することはない。今自民党は、こうした政策を、憲法を正式に変え

るという手続を飛び越して、閣議決定だけで進めようとしている。憲法の平和主義は正に我が國の大原則であり、日本の将来を大きく左右する問題である。政府は、思い出したように「砂川判決」まで持ち出し、集団的自衛権をこじつけようとしている。しかし、砂川事件の最高裁判決は、現憲法の前文を強調する一方、砂川米軍基地を巡つて「我が国が、自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置を取りうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。」「我が国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めるなどを、なんら禁ずるものではない。」と述べているのみであつて、ここから、同判決が他国防衛のために集団的自衛権なるものを認めたと読み取ることは、通常の理解力をもつてすれば困難である。現に自民党自らも、その後長期間にわたつて、わが国の憲法の下では集団的自衛権は認められないとした。更に近時、集団的自衛権

行使につき、「放置すれば日本に重要な影響を及ぼす場合」等極めてあいまいな条件等を付して「限定的容認」という境目のわからないすり抜け的主張を重ねている。本件問題はべき問題ではないはずである。
先の悲惨且つ残酷な戦争に対する反省の上に立つて制定された日本国憲法の理念は、今もまた将来も生き続けさせなければならない。戦争経験者が次第に少なくなつてゐる状況の中、私たちは、キリスト者として十分に想像力を働かせ、「人を愛する」キリストの平和がここにあることを確信したい。

（編集後記）



（ディアコニア・ネットワーク・ニューワーク）
ス『緑豊かな国に』第40号をお送りします。寄稿してくださった皆さんありがとうございました。秋のセミナーは別紙のように「田中正造とキリスト教」がテーマです。小鹿教会員で静岡大学の芳賀直哉先生を講師にお迎えして、正造ゆかりの現地にバスツアーをいたします。ご期待ください。（谷川卓三）

全国ディアコニア・ネットワーク

代表 谷川 卓三

連絡先 〒723-0016

広島県三原市宮沖3-8-118

日本福音ルーテル三原教会

FAX (0848) 62-2518

振替口座

全国ディアコニア・ネットワーク
0012018-415700

天倉 浩子 (稳台教会)
稻垣八重子 (高蔵寺教会)
遠入美智子 (岡崎教会)
林 美千代
嶋 昭江 (なごや希望教会)
明比輝代彦 (富士教会)
高橋 要子 (雪谷教会)
鈴木 やすすみ (雪谷教会)
清田 靖子 (大牟田教会)
牟田 青京 (大岡山教会)
金子 弘香 (横浜教会)
葛 宗 (掛川菊川教会)
西内 関口 千恵佳 (大岡山教会)
以上、36口、187,000円
感謝をもって報告いたします。

全国ディアコニア・ネットワーク	代表 谷川 卓三	連絡先 〒723-0016	日本福音ルーテル三原教会	FAX (0848) 62-2518	振替口座
木 鈴 子 (大岡山教会) 奥 井 森 (なごや希望教会) 村 上 (函館教会) 内 山 (天王寺教会) 山 松 (大岡山教会) 内 山 (健軍教会) 中 山 (稳台教会) 山 口 (小鹿教会) 渡 辺 賢次 (津田沼教会) 匿 名 (名古屋めぐみ教会) 迎 村 恒夫 (東村山) 村 山 (なごや希望教会) 武 井 正恵 (小石川教会) 武 山 (こひつじ診療所) 山 鈴 (福岡) 飯 島 (保谷教会) 松 田 (三原教会) 天 倉 浩子 (稳台教会) 稻垣八重子 (高蔵寺教会) 遠入美智子 (岡崎教会) 林 美千代 嶋 昭江 (なごや希望教会) 明比輝代彦 (富士教会) 高橋 要子 (雪谷教会) 鈴木 やすすみ (雪谷教会) 清田 靖子 (大牟田教会) 牟田 青京 (大岡山教会) 金子 弘香 (横浜教会) 葛 宗 (掛川菊川教会) 西内 関口 千恵佳 (大岡山教会) 以上、36口、187,000円 感謝をもって報告いたします。					